

# 令和健康科学大学における 研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、令和健康科学大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)不正行為 捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ等の研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。

(2)特定不正行為 前号の不正行為のうち、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる投稿論文等の発表された研究成果の中に示されたデータ並びに調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいい、次に掲げる行為をいう。

ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(3)研究者等 本学において研究活動に従事する本学の職員及び学生並びに本学の施設を利用して研究活動を行う者をいう。

(4)研究データ 数値データ、プログラム、文書（実験・観察ノートを含む。）及び画像等の研究資料並びに実験試料、標本類、装置等の有体物で外部に発表する論文及び研究成果（以下「研究成果」という。）を導出するために必要とした各種データ等をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為を行ってはならない。また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究データを一定期間適切に保存・管理し、これに係る開示請求に対し、必要性及び相当性が認められる場合、これを開示しなければならない。

(最終責任者)

第4条 学長は、本学における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し最終的な責任

を有する者として、公正な研究活動を推進しなければならない。

(学部責任者)

第5条 学部長は、当該学部における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、学長の指示のもと学部の公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 学部に、研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として、研究倫理教育責任者を置き、学部長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、当該学部に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(研究公正委員会)

第7条 本学に、公正な研究活動を推進するとともに、研究者等による研究活動上の不正行為を防止するため、研究公正委員会（以下「公正委員会」という。）を置く。

2 公正委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 公正な研究活動の推進に係る啓発活動に関すること。

(2) 公正な研究活動の推進に係る情報収集及び周知に関すること。

(3) 研究者等の特定不正行為に関する調査に関すること

(4) その他公正な研究活動の推進及び不正行為に関すること

3 公正委員会は、研究委員会委員が兼ねる。

4 委員長は、公正委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者が議長の職務を代行する。

(窓口の設置)

第8条 特定不正行為に関する申立て及び情報提供（不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められている旨の相談を含む。）並びにこの規程にかかわる相談、又は照会等に対応するための窓口を設置するものとする。

2 窓口は、総務課総務係とする。

(告発の受付体制)

第9条 特定不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として、氏名を明らかにして行うものとし、特定不正行為を行ったとする研究者等又は研究グループ等の氏名又は名称、特定不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されているもののみを受け付けるものとする。

3 窓口は、前項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、公正委員会委員長と協議の上、これを受け付けることができる。

4 告発を受け付けた場合、速やかに、学長及び公正委員会委員長に報告するものとし、公正委員会委員長は、当該告発に関係する学部長に、その内容を通知するものとする。

5 新聞等の報道機関，研究者コミュニティ又はインターネット等により，特定不正行為の疑いが指摘された場合（特定不正行為を行ったとする研究者等又は研究グループ等の氏名又は名称，特定不正行為の態様その他事案の内容が明示され，かつ，不正とする合理的理由が示されている場合に限る。），公正委員会委員長は，これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

（告発の相談）

第10条 特定不正行為の疑いがあると思料する者で，告発の是非又は手続きについて疑義がある者は，窓口相談をすることができる。

2 告発の意思を明示しない相談があった場合，窓口は，その内容を確認して相当の理由があると認めた場合，相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

3 窓口は，相談の内容が，特定不正行為が行われようとしている，又は特定不正行為を求められている等である場合，学長及び公正委員会委員長に報告するものとする。

4 学長又は公正委員会委員長は，前項の報告があった場合，その内容を確認し，相当の理由があると認めた場合，その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

（告発窓口の職員の義務）

第11条 告発の受付に当たって，窓口の職員は，告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

2 窓口の職員は，告発を受け付ける際には，その内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずる等適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は，告発の相談についても準用する。

（悪意に基づく告発）

第12条 何人も，悪意に基づく告発（被告発者を陥れるため又は被告発者の研究活動を妨害するため等専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。）を行ってはならない。

2 学長は，悪意に基づく告発であったことが判明した場合，当該告発者の氏名の公表，懲戒処分，刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

（予備調査の実施）

第13条 第9条に基づく告発があった場合又は公正委員会委員長が予備調査の必要を認めた場合，公正委員会委員長は予備調査委員会を設置し，予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員会は，公正委員会委員長が指名する者3名によって構成するものとし，告発者又は被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 予備調査委員会に委員長を置き，公正委員会委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は，予備調査委員会を招集し，その議長となる。

5 委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長が指名する者が議長の職務を代行する。

6 予備調査委員会は，必要に応じて被告発者その他の関係者に対して，告発された事案に

係る研究活動の研究資料等その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又はヒアリングを行うことができる。

7 予備調査委員会は、告発された事案に係る研究活動の研究資料等その他予備調査の証拠となり得る資料及び関係資料を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第14条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性及びその他必要と認める事項について、予備調査を行う。

2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発について予備調査を行う場合、取下げに至った経緯及び事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第15条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を学長及び公正委員会委員長に報告する。

2 公正委員会委員長は、公正委員会を招集し、公正委員会は予備調査結果を踏まえ、直ちに特定不正行為に関する調査（以下「本調査」という。）を行うか否かを決定する。

3 公正委員会は、本調査を実施することを決定した場合、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知するとともに、本調査への協力を求めるものとし、当該事案に係る競争的資金の配分機関（以下「配分機関」という。）及び文部科学省に対し、その旨を報告するものとする。

4 公正委員会は、本調査を実施しないことを決定した場合、その理由を付して告発者に通知するものとする。この場合において、予備調査に係る資料を保全するものとし、配分機関又は告発者から資料の開示を求められた場合、これに応じるものとする。

(調査委員会の設置)

第16条 公正委員会は、本調査を実施することを決定したときは、不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するものとする。

2 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 公正委員会委員長

(2) 公正委員会委員長が指名する者で告発された事案に係る専門的知識を有する者

(3) 公正委員会委員長が指名する外部有識者

3 委員の半数以上は、外部有識者とし、全ての委員は、告発者又は被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

4 調査委員会に委員長を置き、第4項第1号の委員をもって充てる。

5 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が議長の職務を代行する。

(本調査の通知)

第 17 条 公正委員会は、調査委員会を設置した場合、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 告発者又は被告発者は、前項の通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、公正委員会委員長に対して調査委員会の構成に関する異議申立てをすることができる。

3 公正委員会委員長は、前項の異議申立てを受けた場合、当該異議申立ての内容を審査し、妥当であると判断した場合、調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(本調査の実施)

第 18 条 調査委員会は、本調査の実施を決定した日から起算して 30 日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る研究データの精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第 19 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連する被告発者の他の研究を含めることができる。

2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る研究データの精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(証拠の保全)

第 20 条 調査委員会は、証拠となる資料及びその他関係資料を保全する措置を講ずるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でない場合、調査委員会は、証拠となる資料及びその他関係資料を保全する措置を講ずるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前 2 項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第 21 条 調査委員会は、本調査の終了する前に配分機関から本調査に係る中間報告の要請があった場合、それに応じるものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 22 条 調査委員会は、本調査に当たって、本調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、本調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(特定不正行為の疑惑への説明責任)

第 23 条 本調査において、被告発者が告発された事案に係る弁明をする場合、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続きに則って行われたこと、並びに論文等が科学的に適正な方法及び手続きに基づき適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とする場合、第 19 条第 5 項を準用する。

(認定の手續)

第 24 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査の結果をまとめ、告発された事案において特定不正行為が行われたか否かの認定を行う。

2 調査委員会は、150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合、その理由及び認定の予定日について学長から承認を得たうえで認定日を延長することができる。

3 調査委員会は、特定不正行為が行われなかったと認定される場合であって、本調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断した場合、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 調査委員会は、前項の認定を行うに当たって、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、第 1 項及び第 3 項に定める認定が終了した場合、直ちに、学長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第 25 条 調査委員会は、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の

自認等諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行うものとする。ただし、被告発者による自認を唯一の証拠として特定不正行為を認定することはできない。

2 調査委員会は、特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為の疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定する。

3 調査委員会は、被告発者が、研究データの不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、特定不正行為の疑いを覆すに足る証拠を示せない場合は特定不正行為とみなす。

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、災害等その責によらない理由により、前項に規定する基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合

(2) 研究データの不存在が、本学が定める保存期間を超えることによるものである場合又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合

(調査結果の通知及び報告)

第 26 条 学長は、調査結果及び認定の内容を告発者、被告発者、被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者及び被告発者等が所属する学部長に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合、当該所属機関にも通知する。

2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属している場合、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第 27 条 特定不正行為が行われたものと認定された被告発者は、第 27 条第 1 項の通知を受けた日から起算して 14 日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の規定に準じて、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。

4 調査委員会は、不服申し立ての審査を行うに当たって、新たに専門性を要する判断が必要となる場合、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

5 前項の規定により調査委員会の委員を変更する場合、第 17 条第 2 項及び第 3 項を準用

する。

6 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

7 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

8 学長は、被告発者から不服申立てがあった場合、告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあった場合、被告発者に対して通知するものとする。また、配分機関及び文部科学省にもその旨報告する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

#### (再調査)

第 28 条 調査委員会は、前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合、不服申立人に対し、本調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出及び再調査への協力を求めるものとする。

2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合、調査委員会は、再調査を行うことなく手続きを打ち切ることができる。その場合、調査委員会は、直ちに学長に報告する。

3 調査委員会は、再調査を開始した場合、その開始の日から起算して 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし 50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合、その理由及び決定予定日について学長から承認を得たうえで決定日を延長することができる。

4 学長は、前 2 項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を不服申立人、告発者、被告発者、被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者及び被告発者等が所属する学部長に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合、その所属機関にも通知する。また、配分機関及び文部科学省に報告する。

#### (調査結果の公表)

第 29 条 学長は、特定不正行為が行われたとの認定がなされた場合、速やかに、調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表における公表内容は、特定不正行為に関与した者の氏名及び所属、特定不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順等を含むものとする。ただし、合理的な理由がある場合、特定不正行為に関与した者の氏名及び所属等を非公表とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、特定不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられた場合、当該特定不正行為に関与した者の氏名及び所属を非公表とすることができる。



4 特定不正行為が行われなかったと認定がなされた場合、調査結果を公表しない。ただし、当該事案が既に公になっている場合又は論文等に過失による誤りがある場合、調査結果を公表するものとする。

5 前項ただし書きに基づき公表を行う場合、特定不正行為がなかったこと、論文等にある誤りが故意によるものではなかったこと、被告発者の氏名及び所属、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順等を公表するものとする。

6 学長は、悪意に基づく告発が行われたと認定がなされた場合、告発者の氏名及び所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順等を公表するものとする。ただし、合理的な理由がある場合、告発者の氏名及び所属等を非公表とすることができる。

(本調査中における一時的措置)

第30条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等必要な措置を講じることができる。

2 学長は、配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合、それに応じた措置を講じるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第31条 学長は、特定不正行為と認定された場合、当該特定不正行為に関与した者に対して、論文等の取下げ、研究費の使用停止及びその他の措置を勧告する。

(処分)

第32条 学長は、特定不正行為と認定された場合、当該特定不正行為に関与した者に対して、学内規則に基づき懲戒処分等を課すことができる。

2 学長は、前項の処分を行った場合、配分機関及び文部科学省に対して、その処分の内容を報告する。

(是正措置等)

第33条 調査委員会は、本調査の結果、特定不正行為が行われたものと認定した場合、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）を講ずることを勧告するものとする。

2 学長は、前項の勧告に基づき、関係する学部長に対し、是正措置等を講ずることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等を講ずるものとする。

3 学長は、第2項に基づき講じた是正措置等の内容を配分機関及び文部科学省に対して報告する。

(秘密保護義務)

第34条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本学の職員等でなくなった後も、同様とする。

2 学長は、告発者、被告発者、告発内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るま

で、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 学長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公表することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩した場合、当該者の了解は不要とする。

4 学長はこの規程に定める業務に携わる者は、告発者、被告発者、調査協力者、相談者又は関係者に連絡若しくは通知をする場合、告発者、被告発者、調査協力者、相談者及び関係者の人権、名誉並びにプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者及び相談者の保護)

第 35 条 学部長は、告発又は相談をしたことを理由とする当該告発者又は相談者の職場環境の悪化や差別的待遇が起こることのないように、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者及び相談者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 学長は、告発者及び相談者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合、学内規則に基づき、その者に対して懲戒処分等を課することができる。

4 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、降格、減給又はその他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第 36 条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合、学内規則に基づき、その者に対して懲戒処分等を課することができる。

3 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、降格、減給又はその他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(研究データの義務)

第 37 条 学長は、研究者等が発表した研究成果に対する第三者の検証可能性を担保するとともに、不正が指摘された際に対応できるよう、研究者等に対し研究データの保存及び公開を義務付ける。

(保存する研究データ)

第 38 条 保存対象とする研究データは、研究者等が外部に発表した研究成果に関するものとする。

2 研究者等の研究成果に関する研究データとして保存するものは、科学的根拠を持って不正が無いことを証明することができると考えられるものを研究者等が自ら決めるものとす

る。

3 学生の研究成果に関する研究データとして保存するものは、前項に準じ、指導教員の責任のもと決めることとする。

4 複数の研究者等と共同で行った研究成果の研究データは、第2項に準じ、当該研究者等が担当したものについて証明が可能な研究データを保存するものとする。

(研究データの保存期間)

第39条 前条で規定する保存が必要な研究データの保存期間は、研究成果の発表時点から原則として次のとおりとする。

(1) 数値データ、プログラム、文書(実験・観察ノートを含む。)及び画像等の研究資料は10年間とする。なお、紙媒体の研究資料については、少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約などやむを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。

(2) 実験試料、標本類及び装置等の有体物は5年間とする。ただし、容易に再調整できるもの及び保存・保管が本質的に困難なもの(不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料等)又は保存に多大なコストがかかるもの(生態系試料等)についてはこの限りでない。

2 研究分野の特性により、前項の保存期間を超えた期間の設定が必要な場合、研究成果の発表時点で研究者等が自ら期間を定めることができる。

3 保存する研究データの中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合、当該データについてはその法令等の定める期間に合わせて保存期間を定めることとする。ただし、法令等の保存期間が第1項で定める期間未満で期間満了後の即時破棄が明記されていない場合、第1項を準用する。

4 外部から研究データを受領するにあたって、当該データの保存期間に関する契約若しくは定めがある場合、契約等で定められた期間に合わせて保存期間を定めることとする。

(保存する研究データの管理方法)

第40条 研究者等の研究データについて、研究者等の個人単位で研究データ保管管理簿(以下「管理簿」という。)に、研究成果を発表した都度、情報を追記して管理する。

2 学生の研究データについて、指導教員の研究室単位で管理簿に、指導教員の責任のもと研究成果を発表した都度、情報を追記して管理する。

3 保存期間を経過した研究データについて、適切に措置するとともに管理簿の情報も適切に更新する。

4 学部長は、自らが掌理する部局における研究データの管理状況を定期的に確認し、その状況を学長に報告するものとする。

(異動又は退職時の研究データの取扱い)

第41条 研究者等が他機関へ異動又は定年退職等により本学を離れる場合(以下「学外への異動者」という。)、学外への異動者が管理する研究データについて、研究データ引継ぎ等確認書(以下「確認書」という。)を作成の上、原則本学が継続して保管するものとする。

2 学外への異動者は他機関で研究を継続する等の理由で自らの研究データを持ち出す場合、管理簿及び確認書をもとに作成した持ち出しデータのリストにより学長に申請し、承認を得たうえで持ち出すことができる。ただし、持ち出すデータは複製を作成し、原物又は複製したデータを本学で保管することとし、複製が難しい研究データの取扱いについて学長と個別に協議し、決定するものとする。

3 学部長は、自らが掌理する部局等において学外への異動者の研究データをどのように引き継ぐか予め決めておかななくてはならない。

4 本学が継続して保管する学外への異動者の研究データについて、保存期間経過後は適切に措置するものとする。なお、研究データは研究者等個人のアイディア及びノウハウ等が含まれるものであることから、不正行為等の調査以外に使用してはならない。

5 新たに採用され研究者等となる者の採用前の研究データで、成果の発表から第39条で規定する期間を経過していないものについて、管理簿を作成し、保管を行うものとする。

(研究データの公開等について)

第42条 研究者等が発表した研究成果に対し、第三者から検証等の目的で本学が保管する研究成果及びその研究データに関して問い合わせがあった場合、研究者等の責任で誠実かつ適切に対応する。

(事務)

第43条 研究活動に係る不正行為の防止及びその対応に関する事務は、総務課総務係において処理する。

(雑則)

第44条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の不正行為及びその対応に関し必要な事項は、別に定める。

第45条 この規程の改正は、大学運営会議を経て学長が決定する。

## 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。